

被疑者・被告人の身柄拘束・出頭確保の在り方

1 これまでの議論で提示された御意見

- 否認や黙秘をした場合に、安易に被疑者・被告人の身柄拘束がなされないよう、勾留要件・保釈要件の在り方を見直すべきではないか。
- 住居制限や特定の人物との接触禁止等の命令に違反した場合に初めて勾留するような勾留と在宅の中間的形態の制度や、起訴前の段階で被疑者の保釈を認める制度を導入すべきではないか。

2 検討課題

・勾留要件・保釈要件の在り方

- (1) 現行法の要件あるいは運用における問題点
- (2) 対処方策の要否

・身柄拘束・出頭確保方策の在り方

- (1) 必要性
 - 現行制度（逮捕・勾留期間、各段階での司法審査、起訴後保釈）との関係
- (2) 考えられる仕組み
- (3) 捜査・公判に与える影響
 - 罪証隠滅・逃亡の効果的な防止
 - 被疑者・被告人の出頭の確保

【参考条文】

○勾留・保釈の要件を定める現行刑事訴訟法の規定

第60条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたる時は、これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

2, 3 (略)

第89条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。

- 一 被告人が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
- 二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。
- 三 被告人が常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
- 四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 六 被告人の氏名又は住居が分からないとき。

第90条 裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。